

議会運営委員会会議録

平成22年11月30日(火)

(開会) 9:48

(閉会) 10:14

委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例について」、以上3件を一括議題といたします。

平成22年第5回定例会の提出議案について、執行部に発言を許します。

総務課長

議案の訂正について、説明させていただきます。

11月22日開催の議会運営委員会において説明させていただいた議案のうち、「議案第113号飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、議案書には、行政職の給料表6級以上の者で55歳を超える職員の期末手当の減額支給の算定基礎は、給料月額、地域手当、扶養手当とする旨の条文となっておりますが、このうち扶養手当は算定基礎としないため、誤った記載となっております。このため、議案を訂正し、あわせて新旧対照表を訂正するものでございます。まことに申し訳ございませんでした。

以上、簡単ですが議案の訂正の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑をします。質疑ありませんか。

川上委員

今、訂正の報告があったのは9ページでいうと、どのくだりですか。

人事課長

お手元の議案書9ページでございますけれども、中ほどの少し上に(3)期末手当という記載がございます。その期末手当の2行目の部分になりますけれども、月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額という記載がございます。この部分の扶養手当の月額という部分につきまして、これについては期末手当の算定基礎というふうには、期末手当の減額の算定基礎とはなりませんので、削除をさせていただくものでございます。正確にその記載を申し上げますと、月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額という記載になります。

川上委員

どこを削除するのか、削除する文言だけ言ってもらえますか。

人事課長

削除する文言は、扶養手当の月額並びにこれらの記載でございます。

川上委員

そこを削除するとね、月額及びに対する地域手当という言葉になりますけど、言葉はつながらないでしょう。どうなります。

人事課長

ただいまのは、削除の部分だけを申し上げております。先ほど申し上げましたように、今申し上げました扶養手当の月額並びにこれを削除をいたしまして、かわりに給料月額を加えていただくと、ですので正しい記載は期末手当の欄の2行目でございますが、月額及び給料月額に対する地域手当の月額という記述になります。

川上委員

そうすると、その前にその1行上(3)期末手当とありますでしょう。ここの言葉は、こう

なるんですか。それぞれその基準日において、当該特定職員が受けるべき月額及び給料月額に対するということになるんですか。

人事課長

今委員が読み上げられましたとおり、上の方が給料月額となりますが、給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額という記載になります。

川上委員

これは、既に1週間前の議運に説明のあった議案なんですね。それで誤りを見つけたということなんでしょうけど、先ほどの説明ではなぜこういう誤りが起きたかわからないわけです。誤りだったというふうにも言われぬ。誤りだったのか、その後あなた方の気が変わって訂正したいのか、どちらですか。誤りとすれば、どういうことでこういう誤りが起きたのかね、明確にしてもらいたい。

人事課長

これにつきましては人事院勧告が8月に出されまして、その内容について私どもの方も検討をしておったわけですが、今記載のございます特定職員と申しますのが具体的に言いますと56歳以上の給料表6級以上を適用する職員でございますけれども、その部分の期末手当について調整を図るということで人事院勧告については読み込んでおりました。その後でございますが、先週国会の方でも国の公務員に対する法律の改正案が上程をされたわけですが、その情報を確認する中で期末手当の減額の記載の中に扶養手当の記載がないということに気がつきまして、県の市町村支援課等にも確認をいたしました。今回の期末手当の調整については扶養手当と給料月額、それから地域手当、この部分の調整を図るだけで扶養手当については該当しないという確認をとりましたことから、このような形で修正をさせていただくものでございます。

川上委員

今2つのことに気づくんだけど、1つは56歳以上と言われましたでしょう。55歳以上じゃないんですか。56歳なんですか。

人事課長

非常に表現がいろいろとございまして、55歳以上というような記載がございましてけれども、人事院勧告の内容につきましては、55歳以下の職員について該当しないというような記載がございまして。当然55歳以下でございますので、55歳まではその以下の部分に含まれると、したがいまして56歳以上に適用されると、年齢的にはそういうふうな条件でこの特定職員というものを規定しております。

川上委員

そうですか。55歳に達した日後と読むんですかね、最初の4月1日でしょう。だから55歳を超えるということになるんじゃないですか。全員56歳以上になるんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 5 7

再 開 9 : 5 8

委員会を再開します。

川上委員

その56歳以上というのは、よくわかりません。わからないんだけど、先ほどの説明では国家公務員の給与改定がある前に、あなた方はこの条例案を出したわけでしょう、改正案をね。今のままだったら、職員が不利になるという国家公務員の規定との関係でいえば、市職員の方が不利になるから扶養手当のところは削るという意味に聞こえるけど、そういうことですか。

委員長

川上委員、あまり内容に入ると、議運は取り扱いの問題やから、それは総務委員会なり所管でしてください。

暫時休憩します。

休憩 9:59

再開 10:02

委員会を再開します。

川上委員

人事院勧告の読み込み不足とかいうふうに言われましたけど、あなた方が人事院勧告をまともを受け止めていなかったということじゃないんですか。それが原因だということではないんですか。答弁してください。

人事課長

今、御指摘のとおりだというふうに考えます。私どもの読み込みの不足ということでございます。ただ、おろそかにしておったということではございませんで、表現上非常に理解しにくい内容でございまして、ここの部分の期末手当については通常給料、扶養手当、地域手当、その3つについて支給率をかけ込みますので、そういうふうに理解をしておりましたけれども、人事院勧告を国の法律案が出た後、扶養手当が入っていないということに気づきまして、読み返しをいたしましたけれども、後段の部分について扶養手当についての指定がなかったということが確認できました。ここの部分について、私どもの読み込みが足りなかったということで反省をしております。

川上委員

そもそも人事院勧告には、法的な拘束力はないでしょう。あなた方は、これに100%従わないといけない理由はないでしょう。それで、削除したいということなんだけど、扶養手当の月額並びにこれら云々を削除して、給料月額を新たに入れるということになると、この当該特定職員にとっては不利になるんですか。それとも有利になりますか。

人事課長

特定職員のうち扶養手当の支給を受けている職員につきましては、その分の調整がなくなりますので、若干ではございますが該当者については有利になるというふうに理解しております。

川上委員

あなた方がはっきり言っていかがげんな苦痛を当該特定職員に与えようとしたものを是正することにつながるの、訂正については同意します。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

議会事務局次長

先に開催されました議会運営委員会において、「議案第120号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」につきましては、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会に付託をさせていただいてはと、ご提案申し上げておりましたが、議案の内容を精査したところ、今回の条例改正は県道の整備によります移転のみとのことから、施設の統廃合等には該当しませんので、付託委員会は経済建設委員会としていただいております。大変申し訳ありませんでした、ご審議方よろしくお願ひいたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

私は、前回議運で確認したこの付託先については間違っていないと思います。事務局がそのように思った背景を、どういう経過でそんなことを思いついたのか、説明してください。

議会事務局次長

本来、議案として審査いただきます過程で、事務局といたしましてはそもそも特別委員会の付託ということで考えておりましたが、実際再度精査いたしましたところ本件は県道の整備に伴いまして施設が移転するというので、先ほど申し上げましたように統廃合ということの起因するものではないということでございまして、所管については経済建設委員会が適切であろうという判断をいたしております。

川上委員

公共施設特別委員会は、施設のあり方に関する調査をしているんですよ。統廃合だけを扱ってわけじゃないですよ。施設のあり方についてね、例えば指定管理者制度を導入するかどうかもやってるんですよ。この農機具保管庫だけでなく、同和対策施設についても特別委員会でやってきたじゃないですか。なぜ、あなた方は急に精査しようと思ったんですか。なぜ精査しようと思ったのかね、きっかけを聞かせてください。

議会事務局次長

委員が言われるとおり、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会につきましては、公共施設等のあり方全般に関する審査していただいているところでございます。本件につきましては、先ほど申し上げましたようにあり方そのものではございませんで、県道整備に伴うということが再度確認されましたもので、本来常任委員会で審査すべきものであるという考えのもとで経済建設委員会が適切であるということを考えているものでございます。

川上委員

なぜ精査しようと思ったのかを聞いているんですよ。公共施設等のあり方に関する調査特別委員会ではね、私も質問したじゃないですか、この移転新設の件について。経済建設委員会の委員長の方から、事務局に話があったんですか。理由には、そんなこと一言もなかったじゃないですか。議長の諮問機関の議会運営委員会で確認したことを、あなた方が勝手に精査をして付託変えを提案するのかわからない。なぜ、精査しようと思ったんですか。経済建設委員会から注文がありましたか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:09

再 開 10:13

委員会を再開いたします。

議会事務局次長

まず今議員言われますような、経済建設委員長の方から指摘があったものではございません。本来、特別委員会で審議いたします統廃合を始めとする施設全般に関するあり方についてという審査は特別委員会の所掌事務であろうと考えておりますが、今回の案件につきましては先ほど申し上げましたように県道の整備に伴う施設の移転ということで、施設のあり方そのものの審査にはなじまないのではないかとということで再度考慮いたしまして、前回の議会運営委員会におきましては特別委員会の付託を御提案申し上げておりましたが、常任委員会でございます経済建設委員会での審査の方が適切であるということで再度経済建設委員会に付託していただいております。という御提案を申し上げているところでございます。

川上委員

日本共産党としては、本会議の十分な質疑を求めて付託変えについては了承します。

委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに 御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。